

雲南市規則第51号

雲南市庁舎会議室の市民使用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、雲南市庁舎会議室の市民使用に関する条例（平成27年雲南市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認)

第2条 条例第6条の規定により雲南市庁舎の会議室又は附属設備等（以下「会議室等」という。）の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用を開始しようとする日の7日前の開庁日までに、雲南市庁舎会議室使用承認申請書（様式第1号。以下「使用承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、雲南市庁舎会議室使用承認書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

3 前項の規定により会議室等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、当該承認に係る事項を変更又は取消しようとするときは、雲南市庁舎会議室使用変更（取消）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請を承認したときは、雲南市庁舎会議室使用変更（取消）承認書（様式第4号）を当該申請者に交付するものとする。

(使用承認の取消等)

第3条 市長は、条例第7条第1項の規定により承認を取り消し、又は承認に付した条件を変更し、若しくは使用の中止を命ずるときは、雲南市庁舎会議室使用承認取消等通知書（様式第5号）により使用者に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭によることができる。

(使用料の減免)

第4条 条例第9条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合とは、雲南市公の施設利用に係る使用料減免規則（平成21年雲南市告示第37号）の定めるところによる。

(減免の申請)

第5条 前条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第2条第1項に規定する使用承認申請書に、雲南市庁舎会議室使用料減免申請書（様式第6号）を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定に基づく申請により使用料の減免を決定した場合は、雲南市庁舎会議室使用料減免決定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第6条 条例第10条ただし書の規定に基づき使用者の責めによらない事由により使用することができなくなったときは、使用料を還付するものとする。

- 2 使用料の還付を受けようとする者は、雲南市庁舎会議室使用料還付請求書（様式第8号。以下「還付請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定に基づく還付請求書の提出により使用料の還付を決定した場合は、雲南市庁舎会議室使用料還付決定通知書（様式第9号）により、当該請求者に通知するものとする。

（使用者の遵守すべき事項）

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた会議室以外の施設に立ち入らないこと。
- (2) 使用の承認を受けた設備以外の設備を使用しないこと。
- (3) 飲酒、喫煙又は火気の使用をしないこと。
- (4) 営利行為及び政治・宗教等特定の主義主張に偏った使用をしないこと。
- (5) 火災及び盗難の発生防止に留意すること。
- (6) 収容定員を守ること。
- (7) 市長の承認を受けないで、壁、柱等にはり紙等をしないこと。
- (8) 職員等の指示に従うこと。
- (9) その他市長が必要と認める事項

（損壊等の届出）

第8条 会議室等を損壊し、滅失し、又は汚損したときは、雲南市庁舎会議室損壊等届出書（様式第10号。以下「損壊等届出書」という。）により、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

- 2 市長は、前項の損壊等届出書の提出があつたときは、その賠償額を決定し、雲南市庁舎会議室損壊等賠償額決定通知書兼請求書（様式第11号）により使用者に通知するものとする。

（使用終了の届出等）

第9条 使用者は、会議室等の使用を終了したときは、速やかにその旨を届け出て、職員等の点検を受けなければならない。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

雲南市庁舎会議室使用承認申請書

年 月 日

雲南市長 様

住所又は所在地
(申請者) 氏名又は団体名
及び代表者氏名 ⑩

雲南市庁舎会議室の市民使用に関する条例施行規則第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり会議室等の使用を申請します。

使用する会議室等		入 場 予 定 人 員	延 人
使用目的及び内容			
使 用 期 間	年 月 日 (曜 日) 時 分から 年 月 日 (曜 日) 時 分まで		
責 任 者	住所 氏名 電話 () —		

様式第 2 号（第 2 条関係）

雲南市庁舎会議室使用承認書

承認番号 第 号
年 月 日

住所又は所在地
(申請者) 氏名又は団体名
及び代表者氏名 様

雲南市長 

雲南市庁舎会議室の市民使用に関する条例施行規則第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり会議室等の使用を承認します。

使用を承認する 会 議 室 等		入 場 予 定 人 員	延 人
使用目的及び内容			
使 用 期 間	年 月 日 (曜 日) 時 分から 日間 年 月 日 (曜 日) 時 分まで		
使 用 料	円		
承 認 条 件			

様式第 3 号（第 2 条関係）

雲南市庁舎会議室使用変更（取消）承認申請書

年 月 日

雲南市長 様

住所又は所在地
(申請者) 氏名又は団体名
及び代表者氏名 印

雲南市庁舎会議室の市民使用に関する条例施行規則第 2 条第 3 項の規定により、次のとおり会議室等の使用変更（取消）を申請します。

当初承認年月日 及び承認番号	年 月 日 第 号
当初承認を受けた 会議室等	
当初承認を受けた 使用期間	
変更（取消）内容	
変更（取消）理由	

(注) 使用承認書の写しを添付してください。

様式第 4 号（第 2 条関係）

雲南市庁舎会議室使用変更（取消）承認書

承認番号 第 号
年 月 日

住所又は所在地
(申請者) 氏名又は団体名
及び代表者氏名 様

雲南市長 

雲南市庁舎会議室の市民使用に関する条例施行規則第 2 条第 4 項の規定により、次のとおり会議室等の使用変更（取消）を承認します。

当初承認年月日 及び承認番号	年 月 日 第 号	
変更（取消）承認した 会議室等		
変更（取消）内容		
変更（取消）理由		
使用変更（取消）承認に 伴う使用料変更	変更（取消）前使用料	変更（取消）後使用料
	円	円

様式第 5 号(第 3 条関係)

雲南市庁舎会議室使用承認取消等通知書

年 月 日

住所又は所在地
(申請者) 氏名又は団体名
及び代表者氏名 様

雲南市長 

雲南市庁舎会議室の市民使用に関する条例施行規則第 3 条の規定により、次のとおり会議室等の使用承認を（取消・変更）します。

当初承認年月日 及び承認番号	年 月 日 第 号
当初使用承認した 会議室等	
当初承認した使用期間	年 月 日（曜日） 時 分から 日間 年 月 日（曜日） 時 分まで
取消・変更理由	
取消・変更内容	

(注) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、雲南市を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第 6 号（第 5 条関係）

雲南市庁舎会議室使用料減免申請書

年 月 日

雲南市長 様

住所又は所在地
(申請者) 氏名又は団体名
及び代表者氏名 印

雲南市庁舎会議室の市民使用に関する条例施行規則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり会議室等の使用料の減免を申請します。

使用 する 会 議 室 等	
使用 目的 及び 内容	
使 用 期 間	年 月 日(曜日) 時 分から 日間 年 月 日(曜日) 時 分まで
減 免 を 受 け よ う と す る 理 由	

様式第 7 号（第 5 条関係）

雲南市庁舎会議室使用料減免決定通知書

年 月 日

住所又は所在地
(申請者) 氏名又は団体名
及び代表者氏名 様

雲南市長 

雲南市庁舎会議室の市民使用に関する条例施行規則第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり会議室等の使用料の減免を決定したので通知します。

使用承認した会議室等		
使用目的及び内容		
使用期間	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで	
減免理由		
使用料	正規の使用料	減免後の使用料
	円	円

様式第 8 号（第 6 条関係）

雲南市庁舎会議室使用料還付請求書

年 月 日

雲南市長 様

住所又は所在地
(申請者) 氏名又は団体名
及び代表者氏名 印

雲南市庁舎会議室の市民使用に関する条例施行規則第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり会議室等の使用料の還付を請求します。

承認年月日 及び承認番号		年 月 日 第 号	
使用承認を受けた 会議室等			
承認を受けた使用期間			
還付を受けよう とする理由			
還 付 の 内 容	使用料の種別	既納の使用料	還付額
	会議室使用料	円	円
	合 計	円	円
使用料還付金 振込先口座		銀行名： 支店名： 口座種別： 口座番号： 口座名義：	

(注) 使用承認書を添付してください。

様式第 9 号（第 6 条関係）

雲南市庁舎会議室使用料還付決定通知書

年 月 日

住所又は所在地
(申請者) 氏名又は団体名
及び代表者氏名 様

雲南市長 

雲南市庁舎会議室の市民使用に関する条例施行規則第 6 条第 3 項の規定により、次のとおり会議室等使用料の還付を決定したので通知します。

承認年月日 及び承認番号		年 月 日 第 号		
還付理由				
還付の内容	使用料の種別	既納の使用料	変更後の使用料	還付決定額
	会議室使用料	円	円	円
	合計	円	円	円

様式第 1 0 号（第 8 条関係）

雲南市庁舎会議室損壊等届出書

年 月 日

雲南市長 様

住所又は所在地
(申請者) 氏名又は団体名
及び代表者氏名 印

雲南市庁舎会議室の市民使用に関する条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり会議室等の損壊・滅失・汚損について届け出ます。

承認年月日 及び承認番号	年 月 日 第 号
承認を受けた会議室等	
承認を受けた使用期間	年 月 日(曜日) 時 分から 日間 年 月 日(曜日) 時 分まで
損壊等の状況及び原因	

様式第 1 1 号（第 8 条関係）

雲南市庁舎会議室損壊等賠償決定通知書兼請求書

年 月 日

住所又は所在地
(申請者) 氏名又は団体名
及び代表者氏名 様

雲南市長 

雲南市庁舎会議室の市民使用に関する条例施行規則第 8 条第 2 項の規定により、会議室等の損壊・滅失・汚損に係る賠償額を決定しましたので、次のとおり通知し、請求します。

承認年 月 日 及び承認番号		年 月 日 第 号	
使用承認した会議室等			
承認した使用期間		年 月 日(曜日) 時 分から 日間 年 月 日(曜日) 時 分まで	
損壊等の状況及び原因			
賠償額	円	左記の内訳	

(注) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、雲南市を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)